



発行 東京都

目次

46

○東京都都税条例の一部を改正する条例……………(主税局)…一

規 則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………(主税局税制部税制課)…五

条例のあらまし

●東京都都税条例の一部を改正する条例(条例第五十四号)

一 地方税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第七号)の施行に伴い、所要の改正を行います。

(一) 自動車税

ア 自家用乗用車に係る環境性能割の税率を一パーセント分軽減する特例措置について、適用期限を九月延長し、令和三年一月三十一日までに取得したものを対象とします。

イ 環境性能割に係る税率の適用区分及び種別割のグリーン化特例について、

燃費基準を切り替えた上で、適用期限を令和五年三月三十一日まで二年延長します。

(二) 固定資産税及び都市計画税

ア 商業地等について、負担水準が六五パーセントを超える場合に、六五パーセントの水準まで税額を減額する措置を令和三年度においても継続します。  
イ 住宅用地等について、税額が前年度の一・一倍(令和三年度は一・〇倍)を超える場合に、当該超える額について減額する措置を令和五年度まで継続します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

条 例

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十四号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。  
第七十条中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

附則第五条の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第五条の四及び附則第五条の五中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第六条中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第六条の二の三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第六条の三第二項中「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

附則第七条第一項中「次項第二号」を「以下この条」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六

号」を「以下この条」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同条第二項中、「当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、」第七十七号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「次項第一号」を「以下この条」に、「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「第四百四十九条第一項第四号イ(2)」を「第四百四十九条第一項第四号イ(3)」に改め、同項第五号中「次項第二号」を「以下この条」に、「同条第一項第五号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に改め、同項第六号中「法第四百四十九条第一項第六号イ」に規定する平成三十年軽油軽中量車基準」を「平成三十年軽油軽中量車基準（法第四百四十九条第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）」に、「同号イ」に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準」を「平成二十一年軽油軽中量車基準（同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「（前項の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の種別割に限り、」第七十七号」を「同条の」に改め、同条第四項中「第二項（第四号及び第五号を除く。）」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第五項中「第四項まで」を「第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

- 5 次に掲げる自動車（家用の乗用車を除く。）に対する第七十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り、当該自動車（令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。）
  - 一 電気自動車
  - 二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので地方税法施行規則附則第五条の二第七項で定めるもの
  - 三 充電機能付電力併用自動車
  - 四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率（法第四百四十九条第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第八項で定めるもの
  - 五 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の二第九項で定めるもの
  - 六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が

令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の第二十二項で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第七十七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の第二十一項で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の第二十二項で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので地方税法施行規則附則第五条の第二十三項で定めるもの

附則第十四条第三号中「附則第十五条第十九項本文」を「附則第十五条第十六項本文」に改め、同条第四号中「附則第十五条第三十項第一号」を「附則第十五条第二十七

項第一号」に改め、同条第五号中「附則第十五条第三十項第二号」を「附則第十五条第二十七項第二号」に改め、同条第六号中「附則第十五条第三十項第三号」を「附則第十五条第二十七項第三号」に改め、同条第七号中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同条第八号中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十四項」に改め、同条第九号中「附則第十五条第三十九項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同条第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附則第十四条の二（見出しを含む。）中「令和元年度分又は令和二年度分」を「令和四年度分又は令和五年度分」に改める。

附則第十四条の三（見出しを含む。）中「平成三十年から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改める。

附則第十五条の二（見出しを含む。）中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第十五条の三の見出し中「平成三十年から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条中「平成三十年から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「、前条の規定の適用がある場合を除き」を削り、同条第一号中「平成三十年度 次に」を「令和三年度 次に」に改め、同号イ中「課税標準額」の下に「（法附則第二十一条の第二項において法附則第十八条第六項、法附則第十八条の三及び法附則第十九条の第四項から第六項までの規定を読み替えて準用される前年度分の固定資産税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「平成三十一年改正前の地方税法」という。）」を「法」に、「又は平成三十一年改正前の地方税法」を「又は法」に、「平成三十年度分」を「令和三年度分」に改め、同号イ(3)中「附則第二十条の三」を「以下この条及び附則第二十条の三」に改め、同号ロ中「平成二十九年年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十年東京条例第六十八号」を「令和三年東京条例第五十四号」に、「平成三十年改正条例」を「令和三年改正条例」に、「平成三十年法律第三号」を「令和三年法律第七号」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「負担上限

割合」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」に、「平成三十四年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号口に次のように加える。

- (1) 住宅用地 百分の百
- (2) 商業地等 百分の百
- (3) 市街化区域農地 百分の百

附則第十五条の三第二号中「令和元年度 次に」を「令和四年度 次に」に改め、同号イ中「地方税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第五号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「令和二年改正前の地方税法」という。)」を「法」に、「又は令和二年改正前の地方税法」を「又は法」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「平成三十四年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「法」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第三号中「令和二年度 次に」を「令和五年度 次に」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第二十条第一号中「額」の下に「(法附則第二十五条第一項又は第三項の規定の適用がある場合は、当該規定を適用した場合の都市計画税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額とし、附則第二十条の三の規定の適用がある場合は、同条第一号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額とする。次号において同じ。)」を加える。

附則第二十条の二(見出しを含む。)中「令和二年度分」を「令和三年度分」に改める。

附則第二十条の三の見出し中「平成三十四年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、同条中「平成三十四年度から令和二年度まで」を「令和三年度から令和五年度まで」に改め、「前条の規定の適用がある場合を除き」を削り、同条第一号中「平成三十四年度 次に」を「令和三年度 次に」に改め、同号イ中「課税標準額」の下に「(法附則第二十七条の四の二第二項において法附則第十八条第六項、法

附則第二十五条の三及び法附則第二十七条の二第四項から第六項までの規定を読み替えて準用される前年度分の都市計画税の課税標準額をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「平成三十一年改正前の地方税法」を「法」に、「第十九項」を「第十八項」に、「平成三十四年度分」を「令和三年度分」に改め、同号ロ中「平成二十九年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年改正条例」を「令和三年改正条例」に、「平成三十年改正前の地方税法」を「令和三年改正前の地方税法」に、「第十九項」を「第十八項」に、「負担上限割合」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める割合」に、「平成三十四年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「法」に改め、同号ロに次のように加える。

- (1) 住宅用地 百分の百
- (2) 商業地等 百分の百
- (3) 市街化区域農地 百分の百

附則第二十条の三第二号中「令和元年度 次に」を「令和四年度 次に」に改め、同号イ中「令和二年改正前の地方税法」を「法」に改め、「(第十九項を除く。以下この条において同じ。)」を削り、「令和元年度分」を「令和四年度分」に改め、同号ロ中「平成三十四年度分」を「令和三年度分」に、「平成三十一年改正前の地方税法」を「法」に、「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「法」に改め、同条第三号中「令和二年度 次に」を「令和五年度 次に」に改め、同号イ中「令和二年度分」を「令和五年度分」に改め、「(第十八項を除く。以下この号において同じ。)」を削り、同号ロ中「令和元年度分」を「令和四年度分」に、「令和二年改正前の地方税法」を「法」に、「令和二年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第二十三条第一項及び附則第二十四条中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例による改正後の東京都税条例(以下「新条例」という。)の規定中自動

車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和二年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の東京都条例附則第十四条第十号の規定は、生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日から令和三年三月三十一日までの期間（以下「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十五条第四十一項に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

規 則

東京都条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百三十八号

東京都条例施行規則の一部を改正する規則

東京都条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条の十一中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。  
第四十五条第一項第一号ロ(1)中「記名押印」を「その氏名」に改め、同号ロ(2)中「記名押印」を「氏名」に改める。

附則第十一項中「次項第一号において」を「以下」に、「次項第二号において」を「以下」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同項第二号中「次項第六号において」を「以下」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十二項中「、当該自動車（同条第四号の適用を受ける自動車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（第二十八条の十第四号の適用を受ける自動車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り）」を削り、同項第三号中「いう」の下に「。附則第十五項第三号において同じ。」を加える。

附則第十三項中「、当該自動車（同条第四号の適用を受ける自動車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成三十一年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車（平成三十一年四月一日（第二十八条の十第四号の適用を受ける自動車にあつては、同年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り）」を削る。

附則第十四項中「（第四号及び第五号を除く。）」を「第一号から第三号まで」に、「第二十八条の十第一項第四号」を「第二十八条の十第四号」に、「同号の」を「同条の」に改める。

附則第十七項を附則第十九項とし、附則第十六項中「（条例第七十七条第一項第一号

イ(1)に規定する電気自動車をいう。)及び「(条例附則第七条第一項に規定する天然ガス自動車をいう。)」を削り、同項を附則第十八項とし、附則第十五項中「第二十八条の十第四号の規定の適用については、同号」を「第二十八条の十の規定の適用については、同条第四号」に改め、同項を附則第十七項とし、附則第十四項の次に次の二項を加える。

15 特種用途自動車のうち次に掲げるもの(第二十八条の十第四号の適用を受ける自動車を除く。)に対する同条の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、同条第一号中「条例」とあるのは「条例附則第七条第五項の規定により読み替えて適用される条例」と、「同号」とあるのは「条例附則第七条第五項の規定により読み替えて適用される同号」と、同条第二号、第三号、第五号イ、第六号及び第八号中「条例」とあるのは「条例附則第七条第五項の規定により読み替えて適用される条例」とする。

- 一 電気自動車
  - 二 天然ガス自動車のうち、条例附則第七条第五項第二号に掲げるもの
  - 三 充電機能付電力併用自動車
  - 四 ガソリン自動車のうち、条例附則第七条第五項第四号に掲げるもの
  - 五 石油ガス自動車のうち、条例附則第七条第五項第五号に掲げるもの
  - 六 軽油自動車のうち、条例附則第七条第五項第六号に掲げるもの
- 16 特種用途自動車で次に掲げるもののうち、第二十八条の十第五号イに規定する自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する同条の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、同号イ中「条例」とあるのは「条例附則第七条第六項の規定により読み替えて適用される条例」とする。

- 一 ガソリン自動車のうち、条例附則第七条第六項第一号に掲げるもの
  - 二 石油ガス自動車のうち、条例附則第七条第六項第二号に掲げるもの
  - 三 軽油自動車のうち、条例附則第七条第六項第三号に掲げるもの
- 別記第三十一号の五様式及び第三十二号様式(乙)その一から第三十二号様式(乙)その三までの規定中「**第五**」及び「**第六**」を削る。

別記第百八十四号様式4及び第百八十四号の三様式4中「及び記名押印」を「及びその氏名」に、「**第五**」を「**第六**」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

行 東 京 都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定 価

本号 三〇円  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

